

農地の賃借料情報を提供

農業委員会では、農地法第52条の規定により南幌町内の農地の賃借料情報を提供します。

令和5年1月から令和5年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりです。

締結された地域名	地目	平均額	最高額	最低額	データ数
町内全域	田	12,800円	20,000円	10,500円	45
	畑	3,000円	3,000円	3,000円	11

※平均額は、算出結果を四捨五入して100円単位としています。

※データ数は、集計に用いた筆数です。